公認スキー学校等設置規程

第１条　本規程は、教育本部規程第１条第１項第５号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校（Ａ公認、Ｂ公認、分校、インターナショナル分校）及びスキー教室（以下「公認スキー学校」という。）の本連盟による公認に関し、必要な事項を定める。

第２条　公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンを行うスキー学校のことをいう。

２　公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければならない。

３　公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に努めなければならない。

４　公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除く。

第３条　公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、教師が配属できる種目または競技のみを開講する。

第４条　公認の区分は、Ａ公認、Ｂ公認、分校、インターナショナル分校、教室の５種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）Ａ公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を３名以上常駐させているもの

（２）Ｂ公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの

（３）分校は、Ａ公認校が同一スキー場において地形上、必要とするもの

（４）インターナショナル分校は、前年度Ａ校又はＢ校として公認され、今年度も更新するＡ校又はＢ校が、海外に渡航し直接的に活動するもの。その場合、Ａ校またはＢ校は、国外のスキー場が自身の活動を許可する旨の契約書を締結しなければならない。開設期間は、海外で活動することを申請した期間に限る。

（５）公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の短期間で、その開設回数が多いもの

２　スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター（従前のデモンストレーターを含む）、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第１項第４号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できる。

３　同条第１項の開設期間は、本連盟定款第６条で定めた本連盟事業年度８月１日から翌年７月31日までとする。

第５条　公認スキー学校が、本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、公認スキー学校の行為に基づき受講者、地域社会等とトラブルが生じた場合は、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。

２　前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができない。

３　公認スキー学校は、受講者、地域社会等又はスキー学校内部において紛争が生じた場合、公認スキー学校はその責任と費用において、紛争を解決するものとし、本連盟は何ら責任を負わない。

第６条　公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領は別にこれを定める。

第７条　この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年８月　　改訂
平成５年６月26日　改正
平成17年６月15日　改正
平成18年11月１日　改正
平成24年９月26日　改正
平成25年７月９日　改正
平成27年７月14日　改正
平成29年７月15日　改正
平成30年７月２日　改正
平成30年12月13日　改正
令和５年７月６日　改正
令和８年６月25日　改正、令和８年８月１日施行
令和８年９月３日　改正